

第 55 期（第 1 回）高知地方最低賃金審議会

日 時 令和 7 年 5 月 28 日

場 所 高 知 労 働 局

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長及び会長代理の選出について

(2) 今後の審議会の運営について

(3) その他

3 閉 会

資 料

ページ

1	第 55 期高知地方最低賃金審議会委員名簿	1
2	高知地方最低賃金審議会事務局名簿	2
3	高知地方最低賃金審議会運営規程	5
4	令和 6 年度審議会・専門部会・運営小委員会等の審議状況	4
5	全労連四国地区協議会「要請書」	8
6	業務改善助成金の申請状況	10

第55期高知地方最低賃金審議会委員名簿

(令和7年4月1日任命)

区分	氏 名	現 職
公益代表	うえむら ひろし 上村 浩	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
	おおい まさこ 大井 方子	高知県立大学文化学部教授
	かわたけ よしこ 川竹 佳子	弁護士
	こんどう ひろあき 近藤 啓明	弁護士
	はまだ くみこ 浜田 久美子	社会保険労務士
労働者代表	さいばら まさお 西原 正雄	JAMヤンマーアグリ労働組合高知支部長
	しらき まさゆき 白木 政行	とさでん交通労働組合執行委員長
	つつい のぶゆき 筒井 信行	エム・セテック労働組合執行委員長
	ほどおか のりひと 程岡 範人	高知福山通運労働組合執行委員長
	まるやま れいこ 丸山 玲子	日本労働組合総連合会高知県連合会副事務局長
使用者代表	い ど ひろあき 井戸 啓彰	株式会社特殊製鋼所代表取締役社長
	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会専務理事
	しらやま さなえ 白山 早苗	グッドラックカンパニー株式会社代表取締役社長
	つじ まさと 辻 晶登	株式会社土佐電子専務取締役
	みやじ たかし 宮地 貴嗣	宮地電機株式会社代表取締役社長

(五十音順)

令和 7 年度

高知地方最低賃金審議会事務局名簿

高知労働局

令和 7 年 4 月 1 日

職 名	氏 名
労 働 局 長	きくち こうじ 菊池 宏二
労働基準部長	みかみ たつや 三上 達也
賃 金 室 長	まえだ のりこ 前田 典子
賃金室長補佐	にしやま しげい 西山 重位

事務局

〒781-9548

高知市南金田1番39号

高知労働局労働基準部賃金室

電話番号 088-885-6024(直通)

高知地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

- 第1条 高知地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、高知労働局長(以下「局長」という。)、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

- 第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の出席等)

- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、ウェブ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 ウェブ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議の議事)

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、審議会の議決により、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。
- 3 前項2項の規定は、小委員会等について準用する。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、会長及び会長が指名した委員2名が確認する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。
ただし、公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

（意見の提出）

第8条 会長は、審議会において、議決を行ったときは、議決書又は答申書を局長に提出するものとする。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

（施行期日）

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

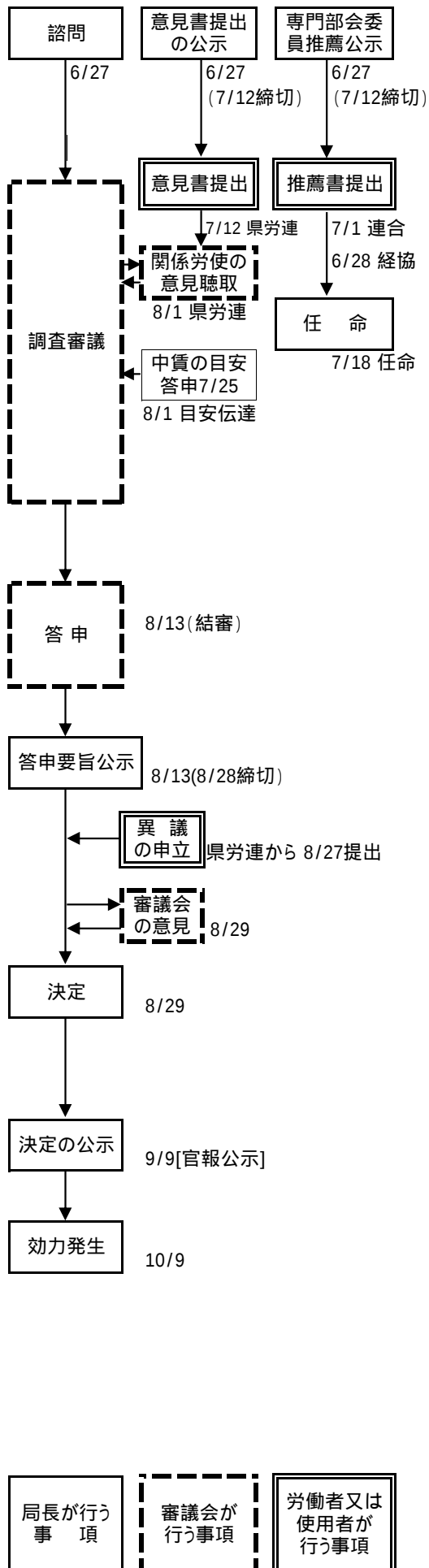
一部修正 令和3年6月25日

一部修正 令和4年6月28日

令和6年度 高知地方最低賃金審議会 審議状況

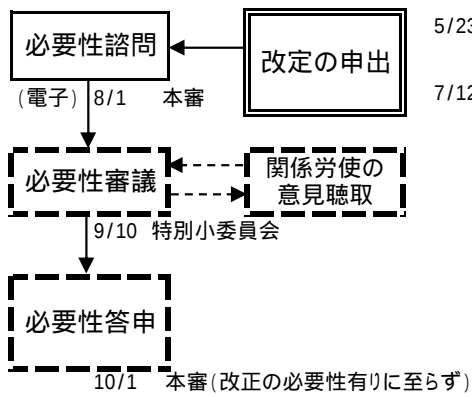
開催年月日	会 議 名 称	議 事
R6.6.27	本審議会 第8回	・「高知県最低賃金」改正決定について(諮問)
R6.8.1	委員全員協議会 第2回	・高知県最低賃金改正審議に関する意見聴取
R6.8.1	本審議会 第9回	・令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について ・特定最低賃金の金額改正に係る必要性について
R6.8.1	地域最賃専門部会 第1回	・部会長及び部会長代理の選出について ・労使の基本的主張
R6.8.2	地域最賃専門部会 第2回	・高知県最低賃金の改定審議
R6.8.6	地域最賃専門部会 第3回	・高知県最低賃金の改定審議
R6.8.8	地域最賃専門部会 第4回	・高知県最低賃金の改定審議
R6.8.9	地域最賃専門部会 第5回	・高知県最低賃金の改定審議
R6.8.13	地域最賃専門部会 第6回	・高知県最低賃金の改定審議 結審・答申
R6.8.29	本審議会 第10回	・高知県最低賃金専門部会の結果報告について ・高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について ・高知県最低賃金専門部会の廃止について
R6.9.10	電子特別小委員会 第1回	・座長の選出について ・高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金「改正決定」審議に関する意見聴取 ・改正決定の必要性について
R6.10.1	本審議会 第11回	・高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について
R7.3.10	本審議会 第12回	・特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認について

令和6年度地域別最低賃金決定に係る審議会の運営状況等



審議会	運営小委員会 特別小委員会	公益委員 会議	地 域 専門部会
6/27 本審 ・「高知県最低賃金」改正決定について(諮問) 8/1 全員協議会 ・高知県最低賃金改正審議に関する意見聴取 8/1 本審 ・令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について ・特定(産業別)最低賃金の金額改正に係る必要性について 8/29 本審 ・専門部会報告 ・高知県最低賃金審議会の意見に関する異議申出について ・高知県最低賃金専門部会の廃止について 10/1 本審 ・高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について 3/10 本審 ・特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認について ・適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)について	9/10 電子特小 ・座長選出 ・意見聴取 ・必要性審議		8/1 専門部会 ・部会長及び部会長代理の選出について ・労使の基本的主張 8/2 専門部会 ・改定審議 8/6 専門部会 ・改定審議 8/8 専門部会 ・改定審議 8/9 専門部会 ・改定審議 8/13 専門部会 ・改定審議 ・結審・答申(全会一致) 専門部会開催回数の推移 平成20年度: 6回 平成21年度: 6回 平成22年度: 5回 平成23年度: 5回 平成24年度: 5回 平成25年度: 5回 平成26年度: 4回 平成27年度: 4回 平成28年度: 4回 平成29年度: 4回 平成30年度: 4回 令和元年度: 4回 令和2年度: 5回 令和3年度: 6回 令和4年度: 6回 令和5年度: 7回 令和6年度: 6回

令和6年度特定最低賃金決定に係る審議会の運営状況等



5/23 電子(電機連合高知地域協議会より)

7/12 貨物(全日本運輸産業労働組合連合会高知県協議会より)

審 議 会	特別小委員会
3/15 本審 ・適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)について 8/1 本審 ・高知県電子部品等製造業最低賃金の金額改正に係る必要性について(諮問) 10/1 本審 ・高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定の必要性に関する特別小委員会報告等について 3/10 本審 ・特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認について ・適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)について	9/10 特別小委員会 (電子部品製造業) ・座長の選出について ・高知県電子部品等製造業最低賃金の改正決定審議に関する意見聴取 ・改正決定の必要性について

2025年 5月20日

高知労働局 局長 菊池 宏二 殿
高知地方最低賃金審議会 会長 殿

全労連 四国地区協議会
議長 十河 浩二



要 請 書

貴職におかれましては、労働者の生活の安定、地域経済の健全な発展のため尽力されていることに敬意を表します。

日本の最低賃金は、2024年の改定によって加重平均1055円となりました。しかし、世界ではコロナの感染拡大が始まった2020年以降、最低賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、米ワシントン2400円、オーストラリア2395円、ドイツ2088円など、欧米ではすでに最低賃金(円換算)で2000円台に到達しています。日本の2024年最低賃金改定は、過去最高の引き上げとなりましたが、徳島県で980円、香川県970円、愛媛県956円、高知県952円という低さにとどまっているのが実態です。

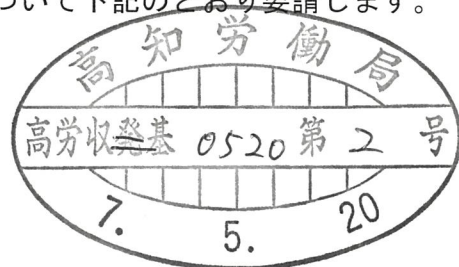
石破首相は、「2020年代には平均1500円」を政府目標として示しましたが、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっています。物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、大幅に引き上げることは喫緊の課題です。また、現在の地域別最低賃金制では、最高額の東京(1163円)と最低額の秋田(951円)との差は212円もあり、地方から都市圏へ人口流出し地域経済が疲弊していく要因の1つとなっています。全労連が全国27の都道府県で取り組んだ「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上(月150時間)、直近の調査では1700円必要との結果が出ています。

私たちは、最低賃金の地域間格差を解消するために、全国一律最低賃金制を求めています。現行法は、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。この問題の解決は、最低賃金の全国一律制度の実現です。最低賃金法を改正し、誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促し、家族形成が現実と思える社会にかえることが、人口減少社会に歯止めをかける確かな道となります。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料高騰・人件費増分を正當に価格転嫁できるよう公正取引ルールを充実させること、そのための法整備・体制を拡充・強化することが求められています。

このような情勢で、最低賃金や審議会の在り方等について下記のとおり要請します。

記



1) 最低賃金を全国一律制度とし、法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができるよう時給 1500 円以上とすること。

また、急激な物価高騰など生計費負担が増加する時は、速やかに再改定の措置を行なうこと。

2) 最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策は、生産性向上のための投資とは切り離し、賃金引き上げに対する直接的支援(賃金補助・社会保障減免等)を行うこと。

また、昨年 of 審議会答申で要望のあった中小企業・小規模事業者対策についてどのような対応が行われたのか、昨年度の業務改善助成金の利用状況も含め、お聞かせください。

3) 最賃審議委員の公正な任命を行うこと。

4) 審議会及び専門部会を公開すること。また、審議会・専門部会の議事録を遅滞なく公開すること。

5) 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にすること。

以上



業務改善助成金の申請状況

業務改善助成金の申請受付及び交付件数

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度 (4月末現在)	
	申請	交付	申請	交付	申請	交付	申請	交付決定	申請	交付決定	申請	交付決定
件数	2	1	12	10	18	14	43	37	239	196	211	197
交付金額	478,000		13,984,000		8,605,000		29,019,000		214,917,000 (交付決定金額)		(現在確認中)	